

佐賀市創業資金利子助成補助金の交付の流れ

1 【特定創業支援等事業により支援を受ける】

佐賀市産業支援相談室での創業相談や創業支援セミナー等に参加し、特定創業支援等事業により支援を受け、証明書を取得してください。

(参考) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の発行について

<https://www.city.saga.lg.jp/main/81715.html>

2 【登録申請・承認通知】

(1) 金融機関からの無担保・無保証での融資の決定後、2か月以内に以下の書類を市に提出してください

- ・佐賀市創業資金利子助成補助金登録申請書（様式第1号）
- ・貸付証書（契約書等）の写し
- ・償還予定がわかる書類（金融機関が発行したもの）
- ・住民票の写し（申請者が個人の場合。※申請者が法人の場合は法人登記簿謄本）
- ・事業計画書

(2) 要件を満たしていることを確認後、佐賀市創業資金利子助成承認通知書により通知します。

3 【補助金交付申請・交付確定】

(1) 4月1日から翌3月31日までの間に支払った利子について、市が補助します。

次の年度の6月末日までに以下の書類を提出してください。

- ・佐賀市創業資金利子助成補助金交付申請書（様式第4号）
- ・償還状況証明書（金融機関への支払い利子が確認できる資料）
- ・市税完納証明書の写し
- ・住民票の写し（申請者が個人の場合。※申請者が法人の場合は法人登記簿謄本）
- ・税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業後の個人である場合に限る。）

(2) 要件を満たしていることを確認後、佐賀市創業資金利子助成補助金交付決定及び確定通知書により通知します。

4 【補助金請求・補助金交付】

(1) 交付決定後、以下の書類を提出してください。

- ・佐賀市創業資金利子助成補助金交付請求書（様式第6号）
- ・通帳の口座番号等がわかる箇所の写し（初回のみ）

※口座番号等の記載誤りにより振り込みができないケースが発生しています。

(2) 補助金を指定の口座に振り込みます。

欠格事項に該当しない場合、翌年度も前年度に支払った分を翌年度の6月末日までに、3のとおりに交付申請し、4のとおりに補助金請求してください。